

令和 8 年度

一般廃棄物処理実施計画

守 口 市

目 次

1. 目 的	1
2. 計画期間	1
3. 計画区域	1
4. 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画	
(1) 一般廃棄物の計画処理量の見込み	1
(2) 一般廃棄物の収集体制等	2
(3) 一般廃棄物の処理及び処分	3
(4) 魚腸骨（魚あら）の処理	3
5. 一般廃棄物（ごみ）の排出抑制及び資源化並びに適正処理の推進	
(1) 排出抑制の推進	4
(2) 資源化の推進	4
(3) 適正な処理・処分の推進	5
6. 一般廃棄物（ごみ）の再資源化計画	
(1) 再資源化計画	5
7. 一般廃棄物（し尿等）処理実施計画	
(1) 一般廃棄物（し尿等）の排出量の見込み	6
(2) 一般廃棄物（し尿等）の収集体制等	6
(3) 処理計画	6
8. 市で処理しないごみ	
(1) 市に処理責任がないもの	6
(2) リサイクル及び処理体制が個別に関係法令、事業者団体等により整備、構築されているもの	6
(3) 収集・運搬及び破碎・焼却処理に支障があるもの	6
(4) その他	7

1. 目的

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、守口市域内の一般廃棄物を適正に処理し、ごみ減量・リサイクルに関する取り組みを推進するため、必要な事項を定める。

2. 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 計画区域 守口市全域

4. 一般廃棄物(ごみ)処理実施計画

(1) 一般廃棄物の計画処理量の見込み 総量 36,235 t / 年 (ア+イ)

ア 一般ごみ

種別	可燃ごみ	粗大ごみ	多量排出ごみ	持ち込みごみ
数量	15,200 t	1,000t	550t	640t

不法投棄ごみ	事業系ごみ	火災ごみ	資源化残渣	合計
10t	13,330t	100t	400 t	31,230t

イ 資源ごみ

種別	古紙・古布	空き缶・びん・ガラス	プラスチック製 容器包装
数量	2,000t	820t	1,700t

ペットボトル	使用済 小型家電	乾電池・蛍光管等	合計
450t	20t	15t	5,005t

ウ 動物の死体

種別	犬・猫等
数量	1000 体

エ 中間処理量及び埋立処分量

種別	処理量 t / 年
焼却量	29,550 t
粗大ごみ外部 処理量	200 t
資源ごみ処理量	5,405 t
埋立処分量	4,385 t (広域組合理立処分量 4,365 t、民間粗大埋立処分量 20 t)

(2) 一般廃棄物の収集体制等

区 分	収集主体	収集回数	収集方法
可燃ごみ	委託 4 業者	2 回 / 週	各戸収集
粗大ごみ	委託 4 業者	2 回 / 月	各戸収集
多量排出ごみ	委託 4 業者	随時	各戸収集
不法投棄ごみ	委託 1 業者	随時	——
事業系ごみ	収集運搬 許可 5 業者	随時	各戸収集
	運搬限定 許可 2 業者	随時	——
古紙・古布	委託 4 業者	2 回 / 月	各戸収集
空き缶・びん・ガラス			
ペットボトル			
プラスチック製容器包装	委託 4 業者	1 回 / 週	各戸収集
危険・困難ごみ	委託 4 業者	4～5 回 / 年	各戸収集
犬・猫等の動物の死体	委託 1 業者	随時	各戸収集
使用済小型家電	委託 1 業者	随時	拠点回収
乾電池・蛍光管等			
特定家庭用機器廃棄物	委託 1 業者	随時	各戸収集
市の収集体制に適合しない一般廃棄物	収集運搬 許可 5 業者	随時	各戸収集
ふれあい収集	委託 1 業者	1 回 / 週	各戸収集

※収集方法については、各戸収集が行えない場合は拠点収集とする。

※許可業者については、定数を 7 以内とする。

※市の収集体制に適合しない一般廃棄物とは、市の定曜収集に合致しない、収集経路沿いにない集合住宅、分別・排出までを包含してごみ処理を委託する等の一般廃棄物をいう。

※ふれあい収集とは、戸別収集ができない地域にお住まいで、かつ高齢又は障がい等の理由により、ごみ置き場までごみを持ち出すことが困難な世帯に対して、ごみ出しの支援を行うもの。

※事業系ごみを収集・運搬を委託する場合は、守口市が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者 (5 者) に委託しなければならない。

※ただし、公共施設 (市が直接運営しているもの) を除く。

(3) 一般廃棄物の処理及び処分

ア 可燃ごみの処理

可燃ごみは、大阪広域環境施設組合の焼却工場で焼却処理する。

大阪広域環境施設組合焼却工場

名称	所在地	処理能力 (t/日)	竣工年度	余熱利用
西淀工場	大阪市西淀川区大和田 2-5-68	600	平成 6	発電 (14, 500 kW)、蒸気供給
八尾工場	八尾市上尾町 7-1	600	平成 6	発電 (12, 800 kW)、蒸気供給
舞洲工場	大阪市此花区北港白津 1-2-48	900	平成 13	発電 (32, 000 kW)、蒸気供給
平野工場	大阪市平野区瓜破南 1-3-14	900	平成 15	発電 (27, 400 kW)
東淀工場	大阪市東淀川区南江口 3-16-6	400	平成 21	発電 (10, 000 kW)
住之江工場	大阪市住之江区北加賀屋 4-1-26	400	令和 4	発電 (11, 300 kW)
鶴見工場 (整備中)	大阪市鶴見区焼野 2-11	620	令和 10(予定)	発電 (21, 000 kW)

イ 粗大ごみの処理

粗大ごみは、ストックヤードで選別後、民間事業者へ委託し処理する。

ウ 資源ごみの処理

本市が収集した資源ごみは、ストックヤード施設に仮置きし、委託により民間施設において選別等を行い、再資源化業者に引き渡すことにより資源化を行う。

ストックヤード施設

所在地	守口市寺方錦通 4 丁目 9 番 12 号
面積	2, 400 m ²
竣工	平成 20 年 3 月

エ 最終処分

大阪広域環境施設組合の焼却工場で焼却された可燃ごみの焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場で最終処分を行う。

大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先
面積	95ha
埋立容量	1, 400 万 m ³
埋立予定量	焼却残渣 4, 385 t / 年

(4) 魚腸骨 (魚あら) の処理

魚腸骨 (魚あら) については、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者で、本市が搬入先と認めた施設 (小島サステナブルフィッシャリーズ株式会社) において資源化を図る。

5. 一般廃棄物（ごみ）の排出抑制及び資源化並びに適正処理の推進

(1) 排出抑制の推進	
ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信	
使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用、リユースの推進	使い捨て製品の使用を抑制し詰替え製品を積極的に購入するなど、ごみになるものを受け取らない生活を推進する。さらに、リユースショップやフリマサイトなどのWEB サービスを活用するなど、物を大切にする生活を心掛けるよう呼びかける。
生ごみの減量化の推進	分別方法などの広報もりぐち及び市ホームページへの掲載やごみカレンダーの作成を行うとともに、個別のごみ分別チラシなどを作成し、市民の方により分かりやすい形で分別排出に係る情報を提供する。また、家庭や事業所で実施することができる生ごみの減量化方法についても、広報もりぐちなどを活用し、情報提供する。
事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視	事業系ごみについては、事業者自身が排出者責任に基づき適正に処理を行う義務がある。ごみ・資源物の分別排出に関しては、事業者に対して手引きの配布、訪問説明、協力依頼及び指導を行う。資源化については、資源回収業者などの情報を提供し、再生資源業者などと連携した自主ルートによる資源化システムの構築やオフィス町内会など事業者同士が連携して資源化を進められるシステムの育成を目指す。
店頭回収設置店及び資源ごみ取り可能な民間事業所の紹介	市内で店頭回収事業を行っている事業者を市ホームページなどで積極的に紹介することにより、市民の利用を促し、資源ごみのリサイクルにつなげる。なお、店頭回収設置店については、定期的に行政が回収量などの把握を行う。
ごみの減量化に向けた意識の向上	
搬入検査の実施	中間処理施設の適正かつ安定した稼働や事業系ごみにおける産業廃棄物の排除を目的に定期的に施設に搬入するごみ収集車両の搬入検査を実施する。
環境教育・環境学習の充実	小学生を対象として作成している副読本の内容の充実を図る。 また、環境学習の一環として、学校教育においてごみの減量・リサイクルについて学習する機会を取り入れ、子どものころからごみや分別・リサイクルについての正しい知識を身につけることを目指し、教育委員会と連携した小学校・中学校などに対する出前講座など啓発活動の充実を図る。
多量排出事業者への指導強化	条例に基づく減量計画書の提出、廃棄物管理責任者の届出の義務付けを検討する。また、指導強化を進めるとともに、優良事業者への表彰制度の創設を検討するなど、表彰を通じて事業者に対する先進的な取組事例の公表や情報提供を行い、事業者が排出するごみの減量、事業者責任及び適正処理に対する意識向上を図る。
(2) 資源化の推進	
資源化に向けたわかりやすい情報の発信	
分別の徹底	燃やすごみの中には資源化可能なプラスチック製容器包装や古紙・古布がまだ多く含まれている。これらを適切に分別し、ごみの減量化、資源化につなげるため、分別の徹底について広く市民、事業者へ呼びかけるとともに、様々な機会を利用して分別方法のPRなどを行う。本市が作成している「ごみの排出手引き（保存版）」及び「事業所ごみ減量の手引き」の配布、広報もりぐちや市ホームページなどでの啓発、出前講座などによる分別区分・方法の周知徹底・指導を行う。

資源化に向けた仕組みづくり	
集団回収の推進	再生資源集団回収実施団体に対する奨励金事業の拡充の検討、事業の周知を徹底し、さらなる回収、資源化を推進する。
協働する体制づくり	ごみ問題に取り組む市民団体・事業者団体・消費者団体・NPO などへの活動支援及び連携により、市民及び市民団体や事業者とのネットワークを広げ、市民・事業者・行政それぞれの取組を促進していく。小売業者、再資源化業者については、ごみの減量、再使用、リサイクルの推進に関する協定の締結などによる運用を目指す。
拠点回収事業の拡充、継続	使用済小型家電、蛍光管及び乾電池の拠点回収事業を市役所、守口市クリーンセンター及び各地域のコミュニティセンターにおいて行っている。
ふれあい収集の継続	戸別収集ができない地域にお住まいで、かつ高齢又は障がい等の理由により、ごみ置き場までごみを持ち出すことが困難な世帯に対して、ごみ出しの支援を行う。
より効率的な収集運搬計画の検討	ごみの分別品目の見直し及び排出量の変化に伴い、より効率的な収集運搬計画の検討を行っていく。
(3) 適正な処理・処分の推進	
不法投棄対策	分別排出と適正処理を促進させるため、不適正処理である不法投棄の防止に努める。継続して、広報もりぐち、市ホームページなどで土地所有者や建物管理者などへの不法投棄防止の啓発を行う。また、発生した不法投棄については、警察など関係機関と連携して、排出者への指導に努める。
処理困難物の適正処理	事業者による回収・取引を推進するとともに、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法などにより処理を行っていく。
災害廃棄物対策	災害発災時の体制や、災害廃棄物の仮置場の選定条件の整理、周辺の自治体や府との受援・支援体制について、国の方針の改定や被害想定の更新などがなされた場合は、災害廃棄物処理計画の見直しを行う。また、迅速で適正な処理を実施し、早期復興を実現に向けて、排出者である市民や事業者に対する災害廃棄物の排出方法などの周知啓発、収集運搬や処理に必要な人員や車両・設備機器などの確保について平時から取り組んでいく。

6. 一般廃棄物（ごみ）の再資源化計画

区分	品目	再資源化量
市が行う再生資源分別収集による資源化	びん・ガラス、空き缶、古紙・古布、プラスチック製容器包装、ペットボトル	4,970t
ストックヤード施設における粗大ごみの選別による資源化	鉄屑、アルミ屑	170t
公共施設における拠点回収による資源化	使用済小型家電、乾電池・蛍光管等	35t
宅配便を活用した資源化	廃PC、使用済小型家電など	5t
市民団体が行う再生資源集団回収による資源化	古紙・古布、アルミ缶、スチール缶	2,000t
合計		7,180t

7. 一般廃棄物（し尿等）処理実施計画

(1) 一般廃棄物（し尿等）の排出量の見込み

種別	し尿	し尿浄化槽汚泥	ディスポーザー汚泥	合計
数量	200kl	80kl	75kl	355kl

(2) 一般廃棄物（し尿等）の収集体制等

区分	収集主体	収集回数	収集方法
し尿	許可2業者	随時	各戸収集
し尿浄化槽汚泥			
ディスポーザー汚泥			

(3) 処理計画

ア 生活排水処理実施計画

生活排水（水洗便所、し尿または生活雑排水を処理する場合に限る）処理計画

- ① 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等 計画なし
- ② コミュニティ・プラントで処理する区域及び人口等 計画なし
- ③ 下水道で処理する区域及び人口等
守口市全域（面積 12.71 k m²）
下水処理区域内人口（令和6年度末現在 140,858人）

イ し尿等の処理

守口市下水終末処理場にて、希釈後高級処理

8. 市で処理しないごみ

「市に処理責任がない」、「市が実施する収集・運搬、中間処理、最終処分の方法で処理できない」、「市で適正に処理することが困難である」。ため、市で処理しないごみは以下に掲げる。

また、前述の4.（2）にて市が定める種別に分別していないものは処理しない。

(1) 市に処理責任がないもの

産業廃棄物

(2) リサイクル及び処理体制が個別に関係法令、事業者団体等により整備、構築されているもの

- ア 自動車・単車・原動機付自転車及びその部品（ホイール）
- イ 消火器（粉末・泡・液体）
- ウ 自動車・単車・原動機付自転車等のバッテリー・タイヤ
- エ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器
- オ 廃FRP 船

(3) 収集・運搬及び破碎・焼却処理に支障があるもの

ア 大きさ・重量の共通条件

- ① 重量物（重量30Kgを超えるもの）
- ② 大型物（3辺合計で6mを超えるもの）
- ③ 長尺物（1辺2mを超えるもの）

イ 液体状のもの（固化等適切に処理したものを除く）

- ① ペンキ等の塗料（中身入りペンキは困難ごみでもよい）

- ② 薬剤・化学薬品（スプレー缶を除く）
 - ③ 廃油・燃料等の油類
 - ④ 汚泥（ディスポーザー汚泥を含む）
 - ウ 粉体状のもの（固化、水うち等適切に処理したものを除く）
 - ① セメント粉
 - ② 大量の小麦粉、片栗粉等
 - エ 特別管理一般廃棄物
 - オ モーター類及びバッテリーが内蔵されているもの
 - 介護用電動車、電動車椅子等でモーター類及びバッテリーが内蔵されているもの
 - カ フロン使用製品（事前にフロン回収処理したものを除く）
 - 温水器、ウォーターサーバー、ウォータークーラー、除湿器等の内フロン類が含有されているもの
 - キ 不燃物
 - 土砂（10 kg以下に袋詰めされた園芸用土を除く）
 - ク 可燃物
 - 樹木（直径10 cm以上のもの）、木材（太さ10 cm以上のもの）
 - ケ 著しく悪臭を発する物
 - ① 多量の魚あら等、動物・魚等の残渣物
 - ② 多量のふん尿等
 - コ その他
 - 浴槽、農機具等のエンジン付機械器具、強化プラスチック製品等（FRP 等）、ソーラー温水器、ソーラーパネル（ポータブル式を除く）、耐火金庫
- (4) その他
- ア 爆発物や危険物
 - プロパンガスボンベ、揮発性油脂類
 - イ 家屋の解体物・建築廃材等（火災による家屋の解体を除く）
 - ウ 在宅医療廃棄物（注射針等の鋭利なもの）